

## 会議録

会議の名称	第20回子どもの権利に関する条例策定委員会
開催日時	平成22年5月20日（木曜日）13時30分から15時00分まで
開催場所	庁議室
出席者	委員：野村委員長、安部委員、石田委員、小林委員、嶋田委員、橋本委員、丸山委員 （欠席：猪原副委員長、古川委員、齊藤委員） 関係部署：教育企画課長、教育支援課長、保育課長、児童青少年課長、子ども家庭支援センター長 事務局：大川部長、子育て支援課（森下課長、倉本調整係長、矢部主事）
議題	(1) 「西東京市子どもの権利に関する条例の策定について（中間報告）」について (2) 西東京市議会の意見・質疑について（市議会会議録より） (3) 子どもの権利啓発用下敷について
会議資料の名称	西東京市議会会議録より抜粋資料 西東京市議会平成21年予算特別委員会質疑についての感想と意見 子どもの権利啓発用下敷 子どもの権利に関する条例策定委員会委員名簿 子どもの権利に関する条例策定委員会関係職員名簿 西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市次世代育成支援行動計画）後期
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>・委員の依頼（依頼状）</p> <p>○野村委員長： 第20回子どもの権利に関する条例策定委員会を始める。 「西東京市子どもの権利に関する条例の策定について（中間報告）」についておこなう。以前御議論いただいているが、今後の議論の重要なたたき台となるため用意した。内容は、西東京市の子どもの権利に関する条例が西東京市にとってどのような形がふさわしいのかを委員会の中で議論したことをまとめたものである。権利の部分については概括的な指摘にとどめ、救済機関を中心として実質的な権利保障を図っていこうというスタイルの要綱案になっている。</p> <p>2つ目の議題「西東京市議会の意見・質疑について」は、事前に資料を各委員にお送りした。森下課長から説明をいただきたい。</p> <p>○森下課長： 平成20年8月の第7回策定委員会の議題にもなった議会での意見ということで、議会の会議録を資料として配付させていただいた。議会での意見について、当策定委員会で検討していくことが議会との約束になっている。この間、議会と当策定委員会との直接対話による議論の場ということも考えたが、その設定は出来なかった。直接の議論が出来</p>	

ないので会議録を検証し議会での意見、質問に対し当策定委員会としての回答をとりまとめしていく必要がある。併せて、Q&Aとして整理し普及啓発のツールとしても活用して行きたいと考えているので、よろしく御検討いただきたい。

○野村委員長：

議会で議論のないまま可決あるいは否決されることは好ましいことでないので、これだけ活発な議論をいただけたことは良かったと思う。ここに出されている懸念・疑問を改善し提案を含め誠実に答えることがとても大事なことである。時間をかけてより良いものにしたいと思う。

また、今日欠席の猪原委員の御意見も参考にしたいと思う。今日はまとめきることはできないと思うので、簡単なフリートーキングに時間をとり、今後のスケジュールと議論の方向の確認とさせていただきたい。

中間報告では、子どもオンブズパーソンのしくみを提起している。その中で既存の機関との関係が出てくる。子ども家庭支援センターのどか、教育相談センターとの関係など、御意見をいただきたい。条例ができることによる学校現場への影響や懸念される部分もあるかと思う。その点も含めてお話いただきたい。

○小林委員：

「権利」という言葉に対して、誤解を招きやすいという意見が非常に多かったように感じた。

国連の条約のチルドレンズ・ライツと「権利」という言葉のニュアンスの違いを市長は答弁の中にも書かれていた。

チルドレンズ・ライツという言葉そのまま使用の方が良いかと思っていたところ、「子どもの権利啓発用下敷」が本日の資料としてあった。この「子どもの権利啓発用下敷」を見てチルドレンズ・ライツそのものの言葉でわかりやすく感激した。

義務を伴わない「子どもの権利」というものと、「権利と義務」というときに論じられている「権利」との違いを理解していただけるようなアピールの仕方が大切であることを痛感した。

○嶋田委員：

配付資料を読んで、お互いの話がかみ合っていないことを感じた。

例えば、「学校にゲーム機の持ち込みを禁止しよう」と決めようとしたとき、子どもは自分には遊ぶ権利があると主張し先生もやりにくくなると思う」とあるが、子どもがゲームを持ち込む権利を主張することはない。子どもは、小さいころから集団でどのような生活をしないではいけないうちで学んできている。そのような主張をすることは、実際はあり得ないことである。

市側の答弁と質問もかみ合っておらず、これでは先に進まない感じがする。

事務局に提案として、市議会議員との話し合いが難しいのならその方法を考えていただきたい。もうひとつは、市民レベルにPRが必要。

また、教育現場に携わる委員の方に、子どもの権利に関する条例ができた場合に危惧する点があるのかを伺いたい。

○野村委員長：

西東京市でそのような現状があるのか、というのがいくつかあった。アンケートなども参照していただきたい。影に隠れて見えない子ども達をどう認識するのが大事なことである。

○石田委員：

先ほど、嶋田委員の「議論がかみ合っていない」とは私も思うところである。

子どもの権利は基本的人権であり、わがままとは違うものである。この違いなども含めて市民をより多く巻き込んで、たくさんの方が子どもの権利に関する条例を理解していただくように努めていくのがよいと思う。

○野村委員長：

私は、大学の教員であり、大学で相談機関を持っていて、弁護士でもある。相談機関の中に弁護士事務所がある。子どもや父母、教員からも相談を受けているが、「自分には権利があるから」という相談はまだない。

ただ、人は相談したり何かを相手方に言うとき、自分の意見を相手に通しやすい言葉を使うことはあると思う。そういうときに「権利」という言葉を使うことはあるかもしれない。私の相談機関を単なる法律事務所だと思い、「訴えたい」という方が来ることがある。そういうときは、その背景にある事実や思いをよく聞くようにしている。「訴えたい」とか「権利だ」という背景には、もっと違う複雑な人間関係があって、ニーズがどこにあるかが見えてくる。人間は表現が下手で、一番言うともめる言葉を使うものである。売り言葉に買い言葉になってしまうことがある。双方の違いがどこにあるかが分かった時に、始めて一歩踏み出せるように感じる。

相談機関を作った場合に、最終的には制度として上手くいかないのは勧告権限になるが、その前に、こういうプロセスが重要であり必要なことである。「権利」と言ったときに、その先にあることを見ていく営みが、条例をきっかけにつくられればと思う。

○嶋田委員：

議会での質疑にたびたび出てくるように、今ある相談機関がその役割を担うことはできないのかという疑問がある。条例を通すとき、子どもオンブズパーソンが問題になってくると思うがどう考えるか。

○石田委員：

今ある機関をバージョンアップし、それ以外の足りない部分を補う機関が必要である。第三者機関であるということが重要。子どものことで学校と保護者がトラブルになったときに、教育委員会の方にはとても良くしていただいたが、最終的には学校寄りとか市寄りだという思いを持つことがある。第三者機関なら中立の立場で子どもにも学校にも良い判断をしていただけるように思う。

○野村委員長：

既存の機関が十分なのか不十分なのかはひと言ではいいにくい。それぞれの機関には設立目的やそれぞれの機関の権限と働く場面がある。それを超えておこなうことは気の毒な話である。今ある機関が十分に機能しているか、ほかの機関との連携はきちんと取れているかという観点で見た上で、子どもオンブズパーソンの必要性を考える必要がある。実際機能している機関でも、ひとつの事件が起こったときにそれが機能不全に陥ることはある。私の経験からお話したい。

いじめ自殺の検証をある市で行っている。親御さんはいじめがあり自殺したと主張をした。しかし、学校ではその気配を感じられず、教育委員会は、親御さんの主張を受け止め調査したが調査しきれなかった。そのとき少し不審な点があると、親御さんは、教育委員会の判断が学校寄りだと思ってしまう。実際には学校寄りかどうかわからない。弁護士、臨床心理士、精神科医、民間のカウンセラーを入れて検証会を立ち上げ客観的に調査した。やればやるほど難しく、一言で学校が悪いということではなく、なぜその子どもが自殺に至ったかをわからないなりにきちんとストーリーとして描けたことは必要なことである。

教育委員会が客観的にやっていないかという点とそういうことはない。第三者機関に信頼感が求められることは、実は、非常に例外的な部分であり突然出てくる。その時、慌ててやるのではなく、市に危機対応としてこういう仕組みがあると言えることは、市の姿勢を示す上でとても大事なことである。危機対応ができていないか否か、市として何を守るかを示す重要な観点である。逆に言えば、オンブズパーソンをつくっても機能しないくらい物事がうまくいっているのが一番良い。もうひとつ機関を加える意味は、そういう問題が起きたときの市の重要な姿勢につながると思う。

○橋本委員：

「権利」については、中学校3年生の公民の時間に学習する。権利には義務が生じることも学んでいる。チルドレンズ・ライツが基本的人権ということで、生まれながらにして人間が持つ権利であるということ、子どもが大事にされる条例だということ、中学生は十分理解できる。子どもは、学校という社会でいろいろなルールの中で生活している。自分の利益のために盛んに主張する子どももいる。例えば、修学旅行の際にも様々なルールがある。携帯電話を持ってきた子どもは、なぜ携帯電話を持ってきてはいけないかと言う。そのとき、携帯電話の持ち込み禁止は何故いけないのかを、きちんと話していけば理解できる。

資料を読ませていただいて、これまで権利についての意見が交わされているが、いろいろな例をあげ説得する必要がある。権利の主旨を話し、共通理解を図っていく必要がある。

子どもが大事にされる条例ということは、先ほど委員長の話にあったように、市政の水準の高さを示すものでもある。市政がそのようなことを考えていることは大変貴重な条例だと思う。

子どもオンブズパーソンに関しては、組織のあり方が難しいと思う。児童相談所については、肝心なときにこちらが強行に出ないとほとんど動いていただけない。これまでの機能は、子ども家庭支援センターが担っている。いろいろな状況の子どもに対しての支援は、コーディネートする機関があってもいいと思う。支援のあり方などをコーディネートする役割が子どもオンブズパーソンにはあるように思える。検討の余地は十分にあると思う。

○野村委員長：

児童相談所を動かすことは難しい。例えば、児童・生徒間の非行があった場合、加害の対応はできても、加害被害の間の調整は児童相談所でやらない。そういうとき誰がそういうことをするのか。学校が家庭間の調整をするのは荷が重過ぎる。加害児が排除されないように、他機関と調整、コーディネートする必要がある。総じて調整をするということでは語りつくせないところがあり、実際には機関間ではなかなか難しいことがあると感じている。

○橋本委員：

今までの例では、保護が必要という場合、警察を通して罪を犯した子ども以外、親から捨てられた場合などでは児童相談所は保護してくれない。そういう部分で学校側がお願いできる所があると大変いい。

○嶋田委員：

私もその意見に同感である。どこにも受け入れてもらえず自宅で保護したことがある。子ども家庭支援センターのどこかは、子育て支援ショートステイがあるが、対象の子どもは12歳（小学校6年生）までで、中学生になると保護してもらえない。青少年を保護して貰える機関があると助かる。

○野村委員長：

思春期の子どもへの対応の不十分さが挙げられたが、ある意味で仕方ない部分もある。思春期の子どもは、自分が苦しければ相談に来るが、非行などの場合は相談に行かない。小学生ぐらいまでなら、親が自分の子どもの、例えば盗癖について相談に来て相談機関につながる。中学、高校になると親は相談に来るが子どもは来ない。子どもの困り感がどこにあるかが大事なことであり、そこに上手くつながることが大切で、工夫が必要だ。私の相談機関でも、思春期の子どもにどうつながるか非常に苦勞している。思春期の子どもが週に一度程度何気なく集える場所を作るなど工夫している。そういう意味で、実際に何かできるといいと思う。実際に今、子ども家庭支援センターのどこかで思春期の子どもへの対応といっても難しい部分があるのではないか。

川西市の場合、いつでも子ども達が通えるオンブズクラブというものがある。オンブズパーソンを中心としたいつでも来ることのできるクラブである。そこでポツポツと何かいろいろな話をする。人は来たいと思わないと来ない。来たいと思う場所をいかに作って、子どものポツポツとした話をいかに拾えるかということだ。このようなことが、子どもオンブズパーソンとして、他の機関ではやらないことを示したものであると思う。

○野村委員長：

権利についても相談機関の話も出たが、他にいかがか。

○小林委員：

教育相談センターや子ども家庭支援センターのどこかの方に、子どもオンブズパーソンをどのように考えているか伺いたい。

○西谷子ども家庭支援センター長：

子ども家庭支援センターのどこかとする、ほとんどの要保護ケースは、子ども支援をするためにもまずは親支援をしなければならないと感じている。本当は必要なところに手を差し伸べるべきだが、親のサポートに日々動いているのが現実である。子どもオンブズパーソンの全体像のイメージが描きづらいというのが現状だ。

○南里教育支援課長：

既存の機関ができないことを、第三者機関ができるのではないかというお話だったが、子どもオンブズパーソンという役割がどのような形で補完したり活用したりするかが自分の中で明らかになっていない。行政の中でできることを、教育相談でいえば、法律的な根拠はないが、できる範囲で精一杯やっていることだけは申し上げたい。それでも隙間というものがある。法律で裏付けされていない部分で救われない子どもは確かにいると思う。教育相談センターは、教育委員会の組織のひとつではあるが、独立したなかで何ができるかを日々考えながら行っている。それが相談された保護者から教育委員会寄りだと捉えられることがあるとしたら悲しいことである。子ども家庭支援センターのどこかや児童相談所、病院の先生等に直接掛け合うこともあるが、それでも隙間ができる。ではどのように隙間を埋める手当てをするのか。どこにも預かってもらえない子どもがいたとき、西東京市としてどうするのか。さらに踏み込んでいくと奥深いところまで考えていく必要がある。教育相談は、学校寄りとか保護者寄りとどちらか寄りの観点で教育相談をしているわけではない。相談業務を理解していただく必要がある。また、隙間をどうやって埋めるかというのは難しい問題だと感じた。

○野村委員長：

実際には教育相談がやっていることが偏っているわけではないのに、そう見えてしまったときに教育委員会自体が機能不全になってしまうという現実がある。そのようなときにどこが関わるのか、ということはある。

○橋本委員：

今、子どもの問題は子どもより家庭、親に起因しているといわれている。家庭が子どものために思ってきちんとしていると子どもは健やかに育つと思う。子どもを大事にしなければいけないということののろしを上げるだけでも親の啓発になる。これをやったからといって全てが変わるわけでもなくとも、1人でも2人でも変わってくれば効果があると思う。子育てに悩む親は、自分がそういう教育を受けていないのでまた子どもに教育ができない。家庭の教育の連鎖が続いている感じがする。子どもは未来を担う大事な存在であるので大事にしようという基本的なことを啓発することに意義がある。非行に走る子どもはごく一部である。問題をかかえている親達は、方策を知らない。いろいろな機関があつていいと思う。

○野村委員長：

教育相談等でできないことがあるときに、子どもオンブズパーソンの提言の意味が出てくる。相談機関にこのようなことで限界があるので市として整えるべきだ、という勧告提言を市に出すことは有意義である。

○南里教育支援課長：

子どもオンブズパーソンが埋める隙間というのは困難事例だろう。提言をするというのは、その先を見越したものになると考える。

○野村委員長：

今日はフリースピーキングと言うことで、いろいろと出していただいた。今後の議論の参考とさせていただきたい。

○事務局：

(子どもの権利啓発用下敷について説明)

作成のきっかけは、去年の市民まつりで「子どもの権利」という言葉を「知らない。」と答える子どもが多かったことである。「子どもの権利」について、子ども自身に広く知ってもらうために、学生サポーターと一緒に安部委員の御指導のもとに作成した。

○安部委員：

この下敷は、市内在住、在学、在勤の若者を中心に作成した。子どもの権利の啓発ということで、子ども達にわかりやすく、配付したときに捨てられないものを念頭において作成した。

「チルドレンズ・ライツ」という言葉は、「子どもの権利」とすると「権利」という言葉にアレルギーがあつたり読んでもくれなくなるのを防ぐために、学習指導要領で小学校に英語が入ることもあり英語を使用した。また、下敷で使用した言葉は、平成20年度に行なった西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査の結果をもとにしたものであり、西東京市の子ども達のつぶやきである。つぶやきが権利ということにとっても関係があるということメッセージとして伝えたかった。裏面には説明を載せている。

権利についての共通理解がない状態である。わからないことで、権利について誤解しているところが大きい。この下敷をきっかけに権利学習が進むといいと考えている。今年度は中学生版を考えたい。

○野村委員長：

子どもの権利啓発用下敷の配付の仕方はどのようなものか。

○事務局：

例えば校長会で、どういう意図で作成したかを話し配付しようと考えている。

○安部委員：

この下敷を作成するにあたり、教育委員会には多大なるご協力をいただいた。

子どもが本当に困った、どこに相談しようかというときに具体的な相談先が現段階で見あたらなかったのも、「市役所の人に教えてね。」とした。子ども達のつぶやきの受け止め手としても子どもオンブズパーソンや調査員が必要と思う。

以上にて終了